

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	6,800,000
計	6,800,000

(注)平成18年11月29日開催の定時株主総会決議により定款の変更が行われ、発行可能株式総数は6,790,000株増加し、6,800,000株となっております。

##### ②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場証券取引所名又は登録証券業協会名
普通株式	1,708,640	非上場・非登録
計	1,708,640	—

(注)平成18年11月9日開催の取締役会決議により平成18年11月29日付で1株を500株に分割しております。この分割により、発行済株式総数は1,708,640株となりました。

#### (2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(平成17年7月19日開催の臨時株主総会決議に基づく発行)

区分	最近事業年度末現在 (平成18年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年4月30日)
新株予約権の数（個）	354	349(注)4
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	354(注)1	174,500(注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額（円）	125,500(注)2	251(注)2、3
新株予約権の行使期間	平成19年7月20日から 平成23年7月19日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 125,500 資本組入額 62,750	発行価格 251(注)3 資本組入額 126(注)3
新株予約権の行使の条件	① 対象者は、権利行使時において、当社または子会社の取締役または従業員であることを要する。 ② 対象者の相続人は本新株予約権を行使することができない。 ③ 各新株予約権の一部を行使することができない。 ④ その他の条件については、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行なわれ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権発行日後に当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降に、当社が時価(ただし、当社の株式の公開前においては、時価をその時点における調整前行使価額に読み替えるものとします。)を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使によるものを除く。)は、次の算式により行使価額を調整するものとし、計算の結果1円未満の端数が生ずる場合は、これを切り上げるものとします。

なお、次の算式において、既発行株式数とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数をいうものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{または処分自己株式数} \times \text{または処分金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} + \text{または処分自己株式数}} \times \text{時価}$$

3. 平成18年11月29日付で、1株を500株とする株式分割を行いました。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

4. 退職により権利を失効した付与対象者の個数は控除しております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成16年8月28日 (注)1	115	1,652.33	5,750	92,616	4,600	59,283
平成17年7月22日 (注)2	999.95	2,652.28	50,000	142,616	25,000	84,283
平成17年12月19日 (注)3	765	3,417.28	38,250	180,866	19,125	103,408
平成18年11月29日 (注)4	1,705,222.72	1,708,640	—	180,866	—	103,408

(注) 1. 有償第三者割当増資

発行価格 90,000円

資本組入額 50,000円

割当先 エヌ・ピー・シー従業員持株会 他2名

2. 第2回無担保新株引受権付社債の新株引受権の行使

発行価格 75,000円

資本組入額 50,000円

権利行使者 隣良郎、橋本徹、伊藤雅文他10名

3. 第1回無担保新株引受権付社債の新株引受権の行使

発行価格 75,000円

資本組入額 50,000円

権利行使者 隣良郎、橋本徹、伊藤雅文他2名

4. 株式分割(1:500)によるものであります。

## (5) 【所有者別状況】

平成19年4月30日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)								単元未満株式 の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	2	—	5	—	1	20	28	—
所有株式数 (単元)	—	750	—	3,060	—	125	13,148	17,083	340
所有株式数の 割合 (%)	—	4.39	—	17.91	—	0.73	76.97	100.00	—

## (6) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

平成19年4月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,708,300	17,083	—
単元未満株式	普通株式 340	—	—
発行済株式総数	1,708,640	—	—
総株主の議決権	—	17,083	—

## ② 【自己株式等】

平成19年4月30日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所有株 式数 (株)	他人名義所有株 式数 (株)	所有株式数の合 計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

#### (7) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成17年7月19日 臨時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役5名、当社従業員15名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注)退職により権利を失効した付与対象者については記載しておりません。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

## 3 【配当政策】

当社は、安定的な利益配分の継続を目指すとともに、財務体質の強化を図り、将来の利益拡大のための設備投資や研究開発に必要な内部留保の充実に努めております。当期は、以上の方針を勘案し、平成18年11月29日開催の定時株主総会の決議により1株当たり3,500円の配当を実施いたしました。なお、会社法第454条第5項に定める中間配当制度を採用しております。

(注)平成18年11月に普通株式1株につき500株の割合で株式分割(無償交付)を行っておりますが、株式分割後の基準で計算すると1株当たり7円の配当となります。

## 4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

## 5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長		隣 良郎	昭和33年8月8日生	昭和58年 4月 伊藤萬(株)入社 平成 4年 5月 日本ポリセロ工業(株)入社 平成 4年12月 当社設立、取締役 平成 5年 9月 当社代表取締役社長(現任) 平成 8年 8月 NPC America Corporation 取締役(現任) 平成 8年 9月 当社包装関連本部長 平成12年 1月 (株)メクト取締役 平成14年 6月 日本真空システム(株)代表取締役	(注) 1	306,330
専務取締役	太陽電池関連 本部長	橋本 徹	昭和34年1月28日生	昭和57年 4月 (株)加藤製作所入社 平成元年 5月 伊藤萬(株)入社 平成 4年 9月 日本ポリセロ工業(株)入社 平成 4年12月 当社設立、取締役 平成 5年 9月 当社専務取締役(現任) 平成 8年 8月 NPC America Corporation 取締役(現任) 平成 8年 9月 当社太陽電池関連本部長(現任) 平成12年 1月 (株)メクト取締役 平成14年 4月 同社代表取締役 平成14年 6月 日本真空システム(株)取締役	(注) 1	288,165
取締役	太陽電池関連 本部副本部長	伊藤 雅文	昭和37年10月13日生	昭和62年 3月 伊藤萬(株)入社 平成 4年 7月 日本ポリセロ工業(株)入社 平成 4年12月 当社入社 平成 5年 9月 当社取締役(現任) 平成 8年 8月 NPC America Corporation 取締役(現任) 平成 8年 9月 当社太陽電池関連本部技術部長 平成12年 1月 (株)メクト代表取締役 平成14年 4月 同社取締役 平成14年 6月 日本真空システム(株)取締役 平成17年 9月 当社太陽電池関連本部 副本部長(現任)	(注) 1	240,665
取締役	太陽電池関連 本部副本部長	佐藤 寿	昭和34年3月2日生	昭和58年 4月 (株)サンスター入社 平成元年 8月 東京海上火災保険(株)入社 平成 7年 1月 HSS Investors Group Inc. 代表取 締役 平成 8年 8月 NPC America Corporation 代表取締役(現任) 平成 9年 9月 当社入社 海外営業部長 平成12年 6月 NPC Europe GmbH 代表取締役(現任) 平成16年 8月 当社取締役(現任) 平成17年 9月 当社太陽電池関連本部 副本部長(現任)	(注) 1	79,000
取締役	管理部長	田中 正俊	昭和32年6月5日生	昭和58年 3月 石井会計事務所入所 平成13年 5月 当社入社管理部長(現任) 平成14年 4月 (株)メクト監査役 平成14年10月 日本真空システム(株)監査役 平成16年11月 当社取締役(現任)	(注) 1	25,830

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	—	楠見 恕	昭和 8年10月4日生	昭和29年 2月 ㈱伊奈商会入社 昭和36年 8月 神港精機㈱入社 平成 5年 4月 日商岩井ケミマック㈱入社 平成14年11月 当社監査役 平成16年11月 当社常勤監査役(現任) 平成17年 3月 日本真空システム㈱監査役 平成17年 4月 ㈱メクト監査役	(注) 2	—
常勤監査役	—	須藤 義正	昭和18年5月29日生	昭和37年 4月 川崎化成工業㈱入社 昭和44年 1月 角栄建設㈱入社 昭和53年 7月 共和化工㈱入社 昭和62年10月 ㈱ドトールコーヒー入社 平成 3年11月 ㈱泉郷入社 平成 9年10月 東京計装㈱入社 平成17年 3月 当社入社 平成18年11月 当社常勤監査役(現任)	(注) 2	—
監査役	—	柿本 輝明	昭和37年12月21日生	昭和60年 4月 三井物産㈱入社 平成 7年 4月 弁護士登録 平成10年 1月 柿本法律事務所開設 (現、柿本・石川法律事務所) 平成13年 7月 ㈱ホープ取締役(現任) 平成18年11月 当社監査役(現任)	(注) 2	—
計						939,990

- (注) 1. 平成18年11月29日選任後、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のとき。  
2. 平成18年11月29日選任後、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のとき。  
3. 常勤監査役楠見恕及び監査役柿本輝明は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

### (1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主、従業員、取引先、地域社会等のあらゆるステークホルダーに対して社会的責任を果たしていくため、企業価値の最大化と透明性が高く経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の強化に努め、法令順守経営の徹底に取り組んでおります。

### (2) コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

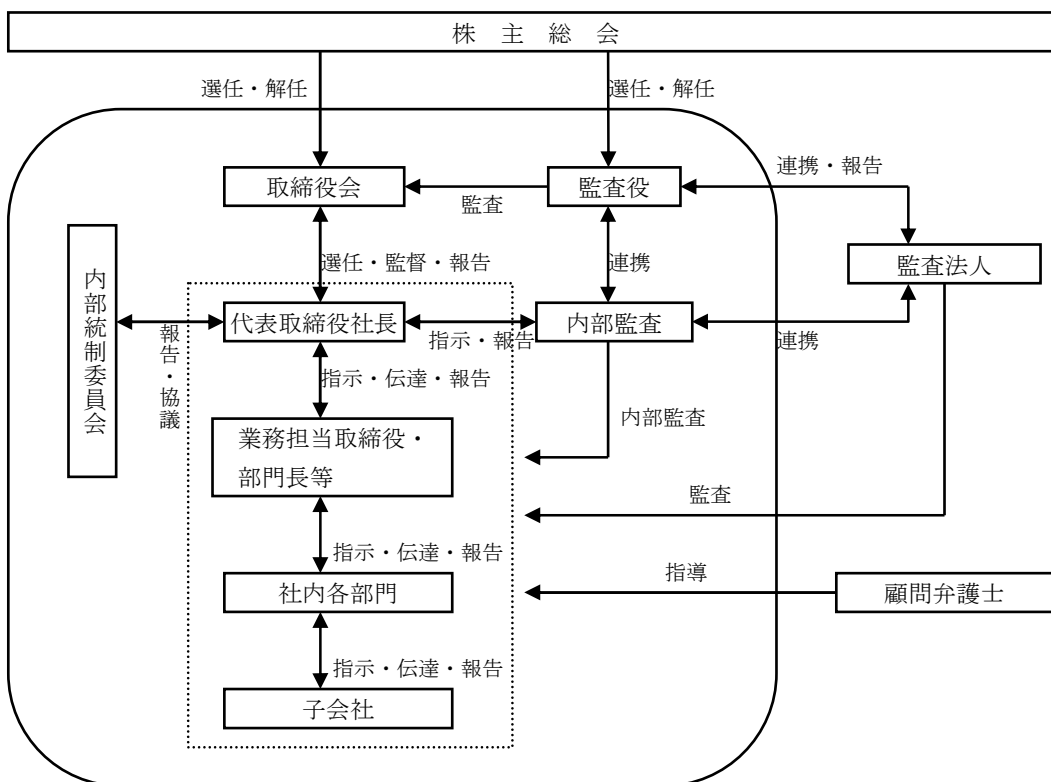
#### ① 会社の機関の基本

当社は会社の機関として取締役会を設置しております。当社の取締役会は、取締役5名で構成されており、原則として毎月1回開催し、経営方針、経営計画の決定及び業務執行状況の確認、その他法令で定められた事項並びに経営上の重要事項につき審議決定しております。

監査役は、常勤監査役2名、非常勤監査役1名が選任されており、常勤監査役のうち1名と、非常勤監査役は社外監査役であります。各監査役は取締役会に出席し、審議状況等を監査するとともに、適宜、経営全般又は個別案件に関する客観的かつ公正な意見陳述を行っております。監査役は監査方針の決定、監査法人からの報告聴取、取締役等からの職務執行状況の聴取を行っており、取締役会以外の当社の主要な会議である営業会議、管理部会議にも出席し、客観的かつ公正な監査及び意見陳述を行っており、取締役の職務執行を監視することが可能な体制となっております。

#### ② 会社の機関の内容

当社の業務執行の体制、経営監視及び内部統制システムを図示すると次のとおりです。



③ 内部統制・リスク管理体制の整備の状況

当社は社長を総責任者とし、取締役及び各部門長により構成される内部統制委員会を設置しており、社内横断的な内部統制システムの整備・構築に努めております。活動状況としては、統合基幹業務システムの構築やネットワーク環境の再構築等のIT統制の強化に努めております。

また内部監査は社長直轄の組織である企画室において、内部監査規程に基づき当社の全部門の業務遂行状況について内部監査を行っております。企画室は専任の企画室長1名で構成されております。企画室長は、海外子会社を含めた全部門を対象とする内部監査実施計画を策定し、社長に当該計画を報告し、その承認のもと各部門の業務活動が法令、諸規程等に準拠して遂行されているかを検証するとともに、業務改善、効率性の向上に向けた具体的な助言及び業務改善状況のフォローを行っております。同時に各監査役や監査法人と適宜連携することで必要な助言を受け、内部監査の効率的な実施を図っております。

リスク管理については、各部門が業務手順書に則って、日常業務の中でリスクを事前に想定し、その顕在化の防止に努めております。

④ コンプライアンス強化に関する取り組みの状況

当社は、コンプライアンスに係る問題は企業の重要な社会的責任の一つであると考えております。コンプライアンス強化に関する具体的な取組みといたしましては、「株式会社エヌ・ピー・シー企業行動規範」を定め、取締役及び従業員に継続的に伝達し浸透させております。また、各種法令・規制の順守はもとより、社内諸規程の役職員への周知徹底を図り、その順守と実効ある統制を遂行することで、コンプライアンスの強化に取り組んでおります。

⑤ 会計監査の状況

会計監査については、新日本監査法人と証券取引法第193条の2の規定に基づく監査契約を締結しており、公認会計士平尾幸一氏、藤田紳氏及び舩山卓三氏が業務を執行し、公認会計士2名、会計士補3名が業務の補助を行っております。

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査を受けているほか、会計処理並びに監査に関する諸問題については随時確認し、また定期的に当社の代表者との協議を実施しており、財務諸表の適正性の確保と維持に努めております。

⑥ 役員報酬と監査報酬

平成18年8月期における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬並びに監査法人報酬は以下のとおりであります。

役員報酬

取締役を支払った報酬	79,700 千円
監査役を支払った報酬	3,000 千円

(注) 取締役を支払った報酬には、役員賞与引当金(取締役5名に対して5,900千円)を含めております。

監査報酬

公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項に 規定する業務に基づく報酬	33,700 千円
その他の報酬	— 千円

⑦ 会社と社外監査役との関係

当社は社外監査役との間に、人的関係、その他特別な利害関係はありません。